

給付未了者解消に向けたご協力をお願い

特例一時金を請求する権利は、改正法施行日から5年を経過した時点（令和7年3月31日）で時効となることから、給付未了者（住所未登録者ならびに特例一時金未請求者）の解消取組を進めておりますが、令和5年3月末の時点で住所未登録者が約4万6千名、この住所未登録者を含んだ特例一時金未請求者が約11万2千名残っており、この解消が給付完了への大きな課題となっております。

これまで、団体の皆さまに多大なるご協力をいただきながら、給付未了者の解消のための様々な取組をお願いし、実践していただきました。心よりお礼申し上げます。

今後も、一人でも多くの方に一時金をお支払いするため、団体の皆さまの一層のご理解ご協力をお願いいたします。

令和5年度農林年金の取組について

- ア 各農林漁業団体への対象者リストの提供
- イ 各県対策協議会による団体訪問や、協議会が主催する会議でのご協力依頼
- ウ 住民基本台帳ネットワーク（J-LIS）との照合
- エ 日本年金機構との情報交換
- オ 特例一時金のお支払いに関する周知ポスターの掲示
- カ テレビCMや広報誌等への広告の出稿
- キ 農林年金役職員等による県域・団体への個別訪問
- ク 書類不備等により返送した方へのフォローアップ
- ケ ホームページ・ツイッター等、SNSによる情報発信

周知ポスター



「住所未登録者リスト」・「未請求者リスト」をご活用ください

管理徴収課

農林年金のホームページを通じて、各団体の皆さまに、「住所未登録者リスト」・「未請求者リスト」をご提供しております。リストを閲覧いただくためには、「個人情報提供に係る同意書」のご提出をお願いしております。同意書のご提出が未だお済みでない場合は、リストをご覧いただくことができませんので、管理徴収課までご連絡をお願いいたします。

「個人情報提供に係る同意書」に関するお問い合わせ先 【管理徴収課】 03-6260-7808

【住所未登録者リストの例】

0-00-921 秋葉原駅前農業協同組合

取得年月日を見て「同期の誰々さんが所在を知らないか聞いてみよう」などの方法で調査をお願いします。

No	従前ステータス	追加ステータス	組合員番号	漢字氏名	カナ氏名	生年月日	性別	最終所属団体				
								取得年月日	喪失年月日	団体番号	団体名カナ	団体名漢字
1		統合前未請求者	0-00-921-1032	年金 一郎	ネケン イチウ	S.18.02.12	男	S.39.05.01	S.42.05.01	0-00-921	アキハバ ライキマエノウキョウ	秋葉原駅前農業協同組合
2	団体対応困難者		0-00-921-1159		ネケン ハコ	S.22.01.02	女	S.40.04.01	S.52.04.01	0-00-921	アキハバ ライキマエノウキョウ	秋葉原駅前農業協同組合
3		統合前未請求者	0-00-921-1250		ネケン サブウ	S.23.12.08	男	S.41.04.01	S.53.09.01	0-00-921	アキハバ ライキマエノウキョウ	秋葉原駅前農業協同組合
4	団体対応困難者		0-00-921-2035		ネケン モモ	S.18.08.14	女	S.41.05.01	S.42.08.01	0-00-921	アキハバ ライキマエノウキョウ	秋葉原駅前農業協同組合

住所が登録された場合はリストから削除されます。

住所未登録の方の住所が判明した時は、ご連絡をお願いいたします 管理徴収課

住所未登録者リストに記載されている方で現住所が判明した方がいらっしゃいましたら、組合員番号を本人にお伝えしたうえで下記へお電話いただくようお願いください。ご本人または、ご本人のご家族の了解を得た場合は、団体の皆さまからご連絡をいただくことでもかまいません。

【管理徴収課】03-6260-7808 または、【住所登録センター】0120-199-155

年金未請求者解消へご協力をお願いいたします 給付課

請求書を提出していただいたものの、書類不備により返送となり、そのまま提出がない方へ書類提出のご案内を令和5年3月に行いました。(第1号特例一時金該当者2,197件、第2号特例一時金該当者1,268件)

この他にも令和4年10～12月にかけて、未請求者の方へ請求書類の一斉発送も行っております。

フリーダイヤルの設置や郵便料受取人払いの返信用封筒を同封し、できるだけ多くの方から請求書をご提出いただけるような取組を行いましたが、未だ約6万2千名の方からご提出をいただけておりません。業務ご多忙の折ではございますが、各団体の皆さまから、未請求者の方にお声がけいただくなど、下記の取組にご協力をお願いいたします。

	対象者	お願いしたい取組の内容
1	在職者 (再雇用職員等も含む)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 社内報・全社掲示板等に「農林年金からのお願い」として、「未請求の方は早めに提出してください」、「お知り合いの方にもお声がけください」等のアナウンスや記事の掲載をお願いします。 ○ 人事ご担当部署から本人に請求書等を提出していただくようお願いをお願いします。
2	定年退職・再雇用退職者等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 人事ご担当部署から本人に請求書等を提出していただくようお願いをお願いします。
3	中途退職者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 団体からの連絡に問題がない方と思われる場合、可能な範囲で、請求書を提出いただくようお願いをお願いします。

※死亡された等の情報提供につきましても、可能な範囲でご連絡をお願いいたします。

【給付課】03-6260-7809 または、【一時金受付センター】0120-148-400

給付未了者（住所未登録者・一時金未請求者）解消 の取組事例

- 農林年金が提供する対象者リストと、団体の旧職員名簿や団体独自の人事システムの情報を照合、合致した情報にもとづきご本人に確認のご連絡
- 年配役職者やOB（退職した職員）、対象者と同期の職員などへのヒアリング、もしくは対象者へのお声がけを依頼
- 対象者リストにもとづき、特例一時金を請求していない現役の役員に直接お声がけ
- 各農林漁業団体が発行する広報誌への周知広告の掲載
- 本・支店事務所や信用・共済窓口、給油所や直売所等、来客が見込まれる場所での特例一時金周知ポスターの掲示
- 団体ホームページ・各種SNSによる団体公式アカウントでの情報発信

農林年金ではTwitterにて、情報発信を行っています。
アカウントは [@norin_nenkin](https://twitter.com/norin_nenkin) です。
ぜひフォローよろしくお願いします。

